

令和2年3月2日

伊達市立小・中学校保護者の皆様

伊達市教育委員会

### 新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業の対応について

日頃、本市教育行政に対するご理解、ご協力に感謝申し上げます。

さて、政府は、2月27日の「新型コロナウイルス感染症対策本部（第15回）」において、子どもたちの健康・安全を第一に考え、多くの子どもたちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに備える観点から、全国全ての小学校・中学校等において3月2日から春休みまで臨時休業とすることを要請しました。

本市においても要請に基づき、市内すべての小・中学校の臨時休業を決定したところです。保護者の皆様さまには、大変ご苦労をおかけしますが、下記の事項に留意され、児童・生徒の健康管理に対するご協力をお願いいたします。

#### 記

#### 1 臨時休業期間

令和2年3月4日（水）から令和2年3月23日（月）までとします。

※3月24日（火）から4月5日（日）は学年末・学年始休業日（いわゆる春休み）

となりますが、引き続き新型コロナウイルス感染防止に取り組む期間とします。

#### 2 諸行事について

(1) 卒業式は実施します。その際、時間の短縮や参加者の制限について、詳しくは学校からご連絡します。卒業式当日は登校できなくても欠席扱いにはなりません。

(2) 修了式は原則実施しません。小学校においては卒業式と同日のところもあるため、学校の実情に応じて実施も可能とします。修了証書（通知表）の授与は、3月23日以降に家庭訪問または、保護者への来校依頼等によって行います。下記(5)の登校日に対応する場合があります。

(3) 離任式は実施しません。

(4) 入学式は卒業式に準じた対応とします。

(5) 4月5日までの期間に、学校によっては1日程度、登校日を設けることがあります。登校日は登校できなくても欠席扱いにはなりません。

#### 3 学習・生活について

(1) プリント学習、レポート、課題等の提出など長期間にわたる自宅での学習の仕方について指導します。

(2) 3月4日（水）から4月5日（日）までは部活動は行いません。練習試合、大会等も中止します。スポ少等についても練習や大会参加を自粛してください。

(3) 規則正しい生活や手洗い・うがい・咳エチケットなど健康に気を付けた生活に努めてください。加えて検温による健康状態の把握等についてもお願いします。

また、発熱等の症状があれば学校へもご連絡ください。

(4) 不要・不急の外出の自粛や SNS、テレビ・ゲーム等についても正しい使い方についてご留意ください。

#### 4 その他

(1) 休業中、学校から各ご家庭に連絡をさせていただくことがあります。ご確認をお願いします。

(2) 福島県立高等学校の入学選抜については、予定どおり実施されます。詳しくは各中学校から指示があります。（変更等があれば改めて各中学校へ連絡します。）

(3) 休業中のことについてご不明な点がありましたら学校へご相談ください。